

高潮浸水想定に関する質問

回答

1	なぜ高潮浸水想定区域の指定をしたんですか？ また指定の対象はどこまでですか？	令和３年の水防法改正により、指定の対象が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある「水位周知海岸」（本県は無し）から、「浸水区域に人家や施設等があるすべての海岸」に拡充されたからです。 また本県の全沿岸が指定対象となっております。
2	高潮浸水想定区域の指定状況を教えてください。	本県には「津軽沿岸」、「陸奥湾沿岸」、「下北八戸沿岸」の３沿岸があり、このうち、陸奥湾沿岸の一部区間、具体的には青森市と蓬田村について、令和５年３月に指定しています。 今回は青森市と蓬田村を除くその他の海岸すべてについて、令和８年７月に指定するものです。
3	高潮浸水想定区域図はどのように作成されていますか？ また高潮浸水想定区域図の浸水深、浸水継続時間はどのように算出されていますか？	国が作成した「高潮浸水想定区域図作成の手引き」により、高潮が発生した場合の浸水状況をシミュレーションし作成しています。 浸水深、浸水継続時間の算出については、台風・低気圧の経路、移動速度等を複数のケースでシミュレーションし、各地点において最大の浸水深及び浸水継続時間を算出しています。
4	想定しうる最大規模の高潮とはなんですか？ また想定最大規模の高潮は具体的にどのような条件下で発生すると想定されていますか？	想定しうる最大規模の高潮とは、既往最大規模の台風及び低気圧を基本とし、青森県沿岸における潮位偏差等が最大になるように経路や速度等の条件を設定した際に発生する高潮となります。 具体的な条件は以下の通りです。 【台風】 中心気圧：950hPa(室戸台風相当) 最大旋衡風速半径：75km(伊勢湾台風相当) 移動経路：青森県沿岸に大きな影響を及ぼした台風経路から潮位偏差または潮位偏差と有義波高の1/2を足し合わせた数値が最大となる経路を平行移動して設定 移動速度：各移動経路についてトライアル計算を行い、最も沿岸に影響の大きい移動速度を選定。具体的には以下のとおり。 13、43、53、63、73km/h(津軽沿岸) 8.5、33、43、63、73km/h(陸奥湾沿岸) 23、73km/h(下北八戸沿岸) 【低気圧】 中心気圧：946hPa(2014年根室低気圧) 移動経路：潮位偏差が最大となるように過去に青森県で大きな潮位偏差や波を記録した低気圧の経路を平行移動して設定

高潮浸水想定に関する質問

回答

5	堤防があるのに、広い範囲が浸水する想定になるのはなぜですか？ また海だけでなく、川沿いの内陸まで浸水しているのはなぜですか？	潮位や波浪が各種施設(海岸堤防・河川堤防等)の設計条件に達した段階で決壊・破堤するという前提で計算しているためです。 なお台風等により高潮が発生する状況では、同時に降雨も想定されるため、洪水予報河川や水位周知河川では、計画規模の降雨が同時に発生した場合を想定しており、降雨による水位上昇に加えて、高潮によりさらに水位が上昇することとなります。 ※計画規模：毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30～1/100
6	高潮浸水想定区域を指定することによる今後の対応を教えてください。	市町村において、1. 高潮ハザードマップの作成・周知、2. 避難訓練の実施、3. 避難場所や避難経路の確保などの対策が実施されます。市町村の地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた社会福祉施設、学校、病院などの施設においては、1. 避難確保計画の作成と市町村長への報告及び公表、2. 避難訓練の実施など、警戒避難体制の整備に向けた対策に取り組んでいく必要があります。 また、宅地建物の取引において、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が高潮浸水想定区域内にある旨を説明することが必要になります。
7	高潮ハザードマップの作成状況を教えてください。	高潮ハザードマップは、県による高潮浸水想定区域の指定を受け、市町村が作成するものであり、今後各市町村が作成することとなります。なお、令和5年3月に指定済みの青森市と蓬田村では、ハザードマップの作成が完了しています。